

厚生労働省
群馬労働局発表
平成26年6月26日

報道関係者 各位

【照会先】
群馬労働局職業安定部職業安定課
課長 松本 真
需給調整事業室長 三輪 賢治
(電話) 027-210-5105

214事業所に指導監督を実施し、 93事業所には是正指導

～平成25年度労働者派遣事業への指導監督状況～

群馬労働局（局長：内田 昭宏）では、平成25年度における労働者派遣事業に係る指導監督状況を取りまとめた。

◆概要◆

214事業所に対して指導監督を実施（表1）

平成25年度において、214事業所に対して指導監督を実施。
43.9%に当たる93事業所に対して是正指導。

- ・労働者派遣事業関係208事業所（前年度 202事業所）
（うち87事業所に対して是正指導 前年度 129事業所）
- ・請負、出向関係6事業所（前年度 28事業所）
（うち6事業所に対して是正指導 前年度 15事業所）

派遣元事業主1社に対して行政処分を実施

厚生労働大臣に届出を行なうことなく、特定労働者派遣事業を行っていたほか、労働者供給事業を行っていた派遣元事業主に対して行政処分を実施。

是正指導のうち多いのが労働者派遣契約書の不備（図1）

是正指導の内容については、労働者派遣契約書の不備等、書類上の違反が多い。

＜労働者派遣事業に係る指導監督実施状況（平成 25 年度）＞

(1) 労働者派遣事業

- 208 事業所に指導監督を実施し、うち 87 事業所について、労働者派遣法令違反が確認され、是正指導を行った。(表 1)
- 厚生労働大臣に届出を行なうことなく、特定労働者派遣事業を行っていたほか、労働者供給事業を行っていた派遣元事業主に対して行政処分（2カ月の事業停止命令・事業改善命令）を実施した。

(2) 請負・出向関係

- 請負・出向に係る 6 事業所に指導監督を実施し、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」(昭和 61 年 4 月 17 日労働省告示第 37 号)違反として、6 事業所に対し是正指導を行った。(表 1)

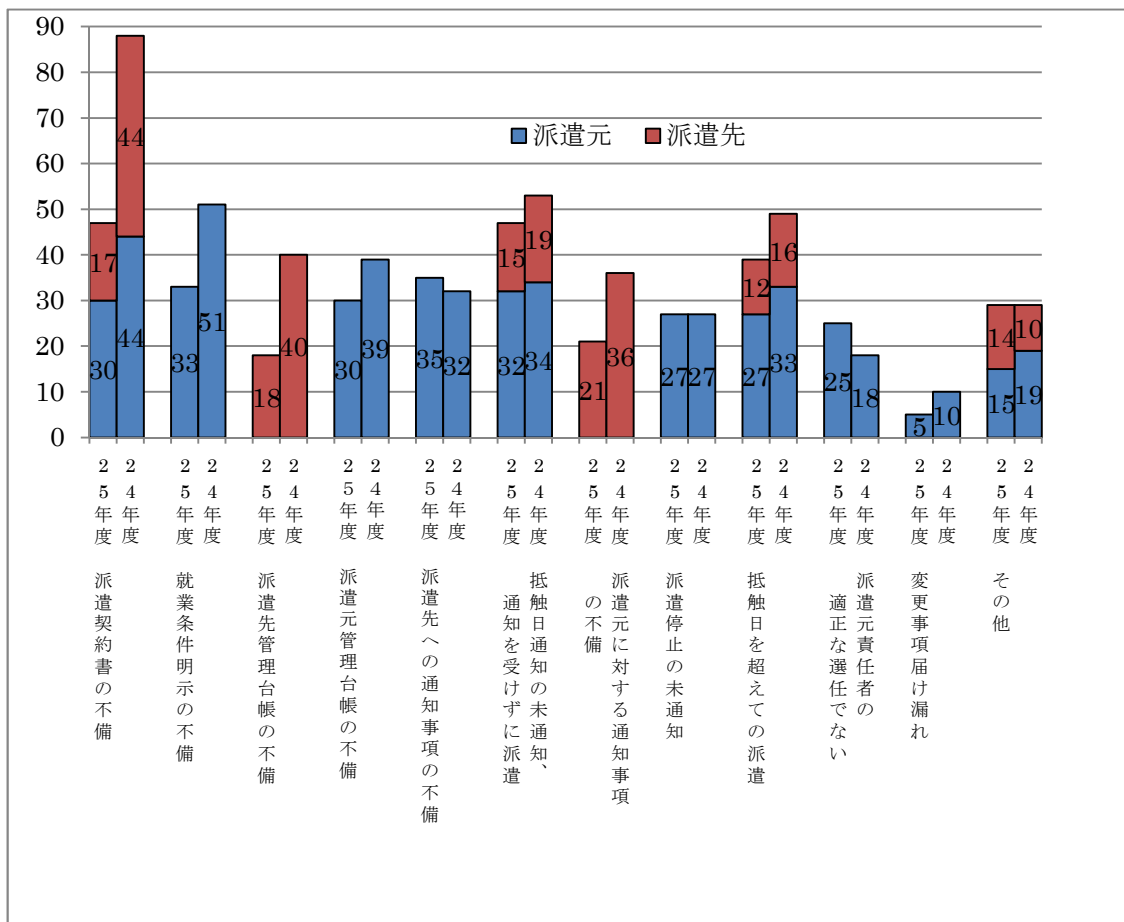
表 1

項目	合計	合計	
		派遣	請負
個別指導監督を行った事業所数	214(230)	208(202)	6(28)
うち是正指導を行った事業所数	93(144)	87(129)	6(15)

※カッコ内は 24 年度

図 1（是正指導の内容別内訳）

(件)



※違反内容重複計上

(参考)

派遣契約書の不備（未締結を含む） （指導対象：派遣元、派遣先）	派遣元と派遣先が締結する労働者派遣契約において、法で定める事項（業務内容、苦情の処理体制、派遣人員等）を記載しなければならないが、事項のいずれかが記載されていない、又は記載内容が不十分であるなど。
就業条件明示の不備 （指導対象：派遣元）	派遣元が労働者派遣をしようとするときに、あらかじめ、派遣労働者に対し、法で定める事項（業務内容、抵触日（※）、就業場所等）を明示しなければならないが、この明示がなされていない、又は明示する内容が不十分であるなど。 ※抵触日＝派遣受入期間の制限に抵触することとなる最初の日
派遣先管理台帳の不備 （指導対象：派遣先）	派遣先は、派遣就業に関し、派遣先管理台帳を作成し、派遣労働者ごとに法で定められた事項を記載しなければならないが、事項のいずれかが記載されていない、又は記載内容が不十分であるなど。
派遣元管理台帳の不備 （指導対象：派遣元）	派遣元は、派遣就業に関し、派遣元管理台帳を作成し、派遣労働者ごとに法で定められた事項を記載しなければならないが、事項のいずれかが記載されていない、又は記載内容が不十分であるなど。
派遣先への通知事項の不備 （指導対象：派遣元）	派遣元は、労働者派遣をするときは、派遣労働者の氏名、性別、年齢等（18歳未満は実年齢、45歳以上はその旨）の表記、労働・社会保険加入状況、派遣労働者の有期・無期の有無を派遣先に通知を行うこととされているが、派遣元がこの通知を行っていない。
抵触日の未通知、 抵触日の通知を受けずに派遣 （指導対象：抵触日の未通知に 関しては派遣先、抵触日の通知 を受けずに派遣をした場合は派 遣元）	（抵触日の未通知） 派遣先は、労働者派遣契約を締結するに当たり、あらかじめ、派遣元に対し、抵触日についての通知を行うこととされているが、派遣先がこの通知を行っていないなど。 （抵触日の通知を受けずに派遣） 派遣元は、派遣先から抵触日の通知がない場合には、労働者派遣契約を締結してはならないにもかかわらず、抵触日の通知を受けずに労働者派遣契約を締結し、派遣を行っているなど。
派遣元に対する通知事項の不備 （指導対象：派遣先）	派遣先は、法で定められた事項を1箇月ごとに1回以上、一定の期日を定めて、書面の交付等により派遣元事業主に通知を行うこととされているが、派遣先がこの通知を行っていない。
派遣停止の未通知 （指導対象：派遣元）	派遣元は、抵触日が到来する1ヵ月前から抵触日の前日までの間に、派遣先及び派遣労働者に対し、抵触日以降、労働者派遣を行わない旨の通知を行うこととされているが、派遣元がこの通知を行っていない。
抵触日を超えての派遣 ＝派遣可能期間を超えた派遣 （指導対象：派遣元、派遣先）	派遣元が、抵触日以降継続して労働者派遣を行ってはならないにもかかわらず、抵触日以降も労働者派遣を行っているなど。 派遣先が、抵触日以降継続して労働者派遣の役務の提供を受けてはならないにもかかわらず、抵触日以降も労働者派遣の役務の提供を受けているなど。